

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>2. 用語の定義 (1) 週休2日</p> <p>① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。</p> <p>② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p>③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p style="color: red;">週休2日の達成基準は「3. 週休2日の達成基準」による。また、補正方法は「7. 補正方法」による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 対象工事 山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が「全週休2日(土日)Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日(土日)Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。</p> <p style="color: red;">積算方法は「6. 積算方法等」による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 積算方法等</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>2. 用語の定義 (1) 週休2日</p> <p>① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。</p> <p>② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p>③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 対象工事 山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が「全週休2日(土日)Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日(土日)Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 積算方法等</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(2) 契約変更</p> <p>① 完全週休2日(土日)I型 受注者が工事着手時に「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に現場管理費の補正係数を「7. 補正方法」(1)①に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。 なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7. 補正方法</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 物価資料の掲載価格の補正方法 (1)の現場閉所(現場休息)の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。 【新営工事、全館無人改修の場合】 ・物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率</p> <p>【執務並行改修の場合】 ・物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率</p> <p>(4) 単位施工単価 ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。 シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。 補正単位施工単価は、これらの補正をした単位施工単価により算出する。</p>	<p>(2) 契約変更</p> <p>① 完全週休2日(土日)I型 受注者が工事着手時に「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に現場管理費の補正係数を「7. 補正方法」(1)①に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。 なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7. 補正方法</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 物価資料の掲載価格の補正方法 (1)の現場閉所(現場休息)の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。 【新営工事の場合】 ・物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率</p> <p>【全館無人改修、執務並行改修の場合】 ・物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率</p> <p style="text-align: right; color: red;">(追加)</p>

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="color: red; margin: 0;">【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>週休2日補正後の シフト単価 =</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>工事場所の材料単価、要領の補正係 数を乗じた労務単価を用い算定した × ベース単価</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>物価資料掲載の同一規格・仕様、 工事場所の都市のシフト単価</p> <p>物価資料掲載の同一規格・仕様、 工事場所の都市のベース単価</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px; color: red;">【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>週休2日補正後の シフト単価 =</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>工事場所の材料単価、要領の補正係 数を乗じた労務単価を用い算定した × ベース単価</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>物価資料掲載の同一規格・仕様、 地区を包括する代表都市のシフト単価</p> <p>物価資料掲載の同一規格・仕様、 地区を包括する代表都市のベース単価</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(中略)</p> <p>附則 本要領は、令和3年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年7月1日から適用する。 附則 本要領は、令和7年6月15日から適用する。 附則 本要領は、令和8年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center; color: red; margin-top: 100px;"><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">(中略)</p> <p>附則 本要領は、令和3年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年7月1日から適用する。 附則 本要領は、令和7年6月15日から適用する。</p>

新旧対照表

